

受給者全員
必要です！

4. 申請

入学時等に学校から案内がありますので、申請を行って下さい。申請された月から支給開始となるので、遅れないよう注意してください。申請には、以下の書類が必要です。

【必要書類】

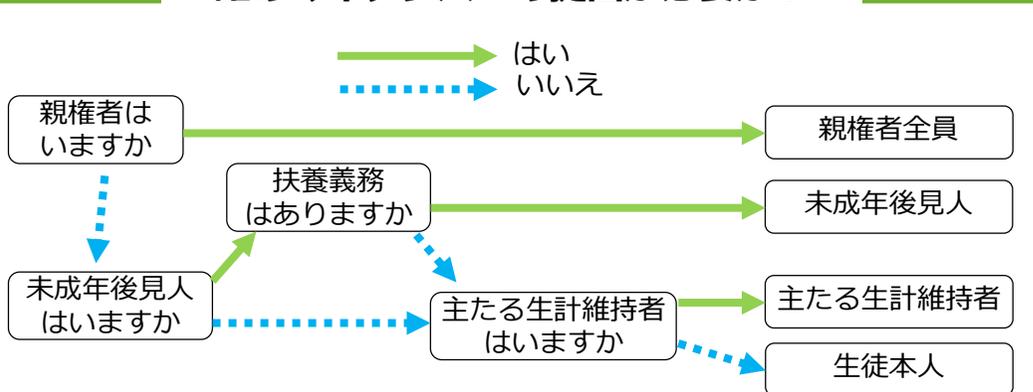
- ①申請書
- ②保護者等のマイナンバーを明らかに出来る書類（マイナンバーカードの写し、マイナンバー通知カードの写し、マイナンバーが記載された住民票等の写し等。）

※他にも、都道府県ごとに必要書類や申請方法を定めている場合がありますので、学校からの案内に沿って提出してください。

（注意事項）

- ・虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、刑罰に処されることなどがあります。
- ・②は原則、**親権者全員分（例：親権者が両親ならば2名分）**が必要です。詳細は下図をご覧ください。

誰のマイナンバーの提出が必要か？



※下記の例の場合など、マイナンバーカードの写し等の提出が困難と認められる場合は、上図と異なる場合があります。提出が困難な場合や、締切に間に合わない可能性のある場合は、まず学校等にご相談ください。

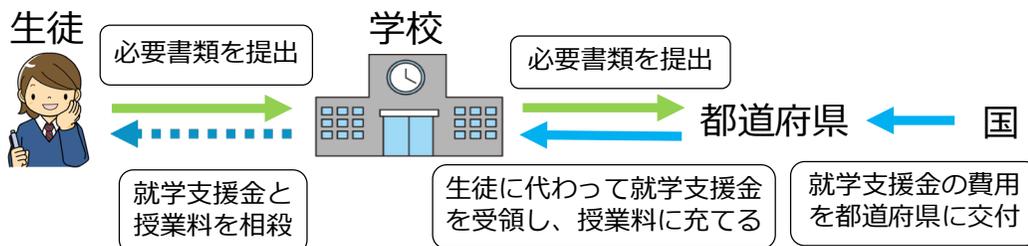
（マイナンバーの提出が困難と考えられる場合の例）

- ・ドメスティック・バイオレンスなどの理由により接触が困難な場合
- ・海外に在住しており、住民税が課されていない場合 等

5. 就学支援金の支給方法

就学支援金は、学校設置者（都道府県、学校法人等）が生徒本人に代わって受け取り、授業料に充てます。生徒や保護者が直接受け取るものではありません。

（国公立高校は授業料負担が実質0円になります。私立高校等の場合、授業料と就学支援金との差額は、御負担いただく必要があります。詳細については、学校へお問い合わせ下さい。）



6. 高校生等奨学給付金等

就学支援金とは別に、低所得世帯の授業料以外の教育費（教科書費・教材費など）を支援する『**高校生等奨学給付金**』（返済不要）や、都道府県独自の経済的支援がありますので必ず御確認ください。

※高校生等奨学給付金を受給するためには、保護者が**お住まいの都道府県への申請が必要**です。申請方法等については、通われる学校もしくはお住まいの都道府県にお問い合わせください。各都道府県の問い合わせ先は、文部科学省HPにあります「高校生等奨学給付金のお問合せ先一覧」（以下URL）をご覧ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm

文部科学省 就学支援金

検索



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

文部科学省ホームページ：

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/index.htm